

令和4年6月第6回本山町議会定例会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和4年6月16日(木)

本山町議会議事室

2. 応招議員

1番	澤田 康雄	2番	大石 教政	3番	上地 信男
4番	河邑 一雄	5番	吉川 裕三	6番	北村 太助
7番	中山 百合	8番	上田 亜矢子	9番	永野 栄一
10番	岩本 誠生				

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 泉 祐司 副参事 松葉 早苗

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 澤田 和廣 副町長 高橋 清人 教育長 大西 千之
総務課長 田岡 学 住民生活課長 大石 博史 政策企画課長 中西 一洋
まちづくり推進課長 田岡 明 建設課長 前田 幸二 健康福祉課長 川村 勝彦
病院事務長 佐古田 敦子

8. 議事日程

日程第 1. 議案第46号 地方自治法第203条による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例
日程第 2. 議案第47号 本山町奨学金貸与条例の一部を改正する条例
日程第 3. 議案第48号 令和4年度本山町一般会計補正予算(第2号)
日程第 4. 議案第49号 令和4年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
日程第 5. 議案第50号 本山町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

- 日程第 6. 議案第 5 1 号 本山町病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 7. 議案第 5 2 号 財産の取得について
- 日程第 8. 議案第 5 3 号 本山町公の施設の指定管理者の指定について (吉延農村公園)
- 日程第 9. 議案第 5 4 号 本山町公の施設の指定管理者の指定について (本山町肉用牛繁殖センター)
- 日程第 1 0. 同意第 4 号 本山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 1 1. 同意第 5 号 本山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 1 2. 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 1 3. 発議第 4 号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書 (案)
- 日程第 1 4. 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査、議会広報編集常任委員会の所管事務調査の件
- 日程第 1 5. 水資源対策特別委員会、庁舎建設検討特別委員会の閉会中の所管事務調査・付託事件調査の件

開会 9 : 0 0

○議長 (岩本誠生君) おはようございます。ただいまの出席議員は 1 0 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したプリントのとおりであります。

~~~~~

日程第 1. 議案第 4 6 号 地方自治法第 2 0 3 条による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例

○議長 (岩本誠生君) 日程第 1、議案第 4 6 号 地方自治法第 2 0 3 条による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長 (田岡学君) (別紙のとおり補足説明)

○議長 (岩本誠生君) 補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

3 番、上地信男君。

○3 番 (上地信男君) 少し教えてください。

今回の改正のところ、先ほど総務課長のほうがただし書きの読み上げがございました。「別に定める」ものという表現がございましたが、この「別に定める」ものというのは、

具体的に言うと、時間外手当ですか。どういうものが想定されるのでしょうか。お願いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）ご質問にお答えします。

今回、「別に定める」というのは、規則を設けまして、先ほど、説明しましたとおり、投票事務従事者と投票管理者との差額が生じておる部分につきまして、同額となるように、時間外勤務の単価につきましては変動する場合がありますので、その際、規則で差額が生じないように金額を設定して、均衡を図るという規則にするものであります。

○議長（岩本誠生君）3番、上地信男君。

○3番（上地信男君）そうしたら、新たに規則も改正といったら語弊がございますが、整備して、施行するのでしょうか。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）お答えいたします。

今回、この条例の改正に伴いまして、「別に定める」という規則を設けるといいます。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑を終結いたします。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第46号 地方自治法第203条による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第46号 地方自治法第203条による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例は、提案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第46号 地方自治法第203条による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第2．議案第47号 本山町奨学金貸与条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第2、議案第47号 本山町奨学金貸与条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）この奨学金もやっぱり返還免除とか、ような非常にやっぱりいい制度だと思います。今まで、いろんな奨学金をかけて、これについて、やっぱりいろんな奨学金かけて、本当に卒業してから、やっぱりその返済に苦しんでいる方が、今まで非常にたくさんおりましたので、やっぱり本町の奨学金も借り、また、学校とか県とかの借りて学んでいく、やっぱり学んだ後もいい人生を送っていくためにも、やっぱりこれは非常にいい制度だと思うので。

○議長（岩本誠生君）質疑をお願いします。

○2番（大石教政君）積極的にPRというか利用してもらいたいと思います。

それで、予算的にはかなり人数が増えてきてもいけるのかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）お答えします。

条例の中には、申請によるということになりますので、その申請に町長が認めた者に対してするということになっております。当初の予算で不足すれば、補正対応を通しまして、対応していきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）この免除金額は、総額で大体どれくらいになりますか。

○議長（岩本誠生君）執行部。執行部、答弁。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）すみません、お答えになるか、答弁申しますが、お答えになるかどうか。

今回、提案をしている第3項の内容につきましては、帰省等ができない場合とか、震災害等になりますので、そういった事例が起こってみないと分かりませんので、総額についてはお答えすることはできません。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）そんな計算も定かでないものを提出するんですか。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）すみません、再度同じ答弁になりますが、こういった事例が起こった場合、対応するという項目でございますので、現在の時点では、総額は積算はできておりません。ただ、免除項目の中に、例えば大学であれば、年間の貸付額は30万になっております。その帰省ができない場合、そういった申請により認められた場合は、その3

0万がお一人に対してでございますが、免除の対象になるということでございます。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）言いたくないけれども、計算するんだったら、大まかなものは計算できるでしょう。過去のことがあるんだから。こういうものを提出するときには、そういう過去のことも考えて、予算が減るわけなんですから、出ていくものが減るんやから、大体どれぐらいのものがあるかぐらいは、計算して出してください。

以上です。

○議長（岩本誠生君）そういうことですので、次回からのときには、ある程度想定という形でも、金額を示すようにしてください。

5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）2点ございます。

まず、この今回第3項を入れたということは、一昨年でしたか、このコロナ禍により年40時間のボランティアをするという帰省が大学生等とかなわなくて免除したという実績があつて、その場合、条例による根拠がなかった、それを今回、この条例をつくることによって、今後、コロナとか、例えば帰ってくるのに2週間隔離して、また、大学のほう帰って2週間隔離して、現実的じゃないから、そういうことが起こったときに、免除できる根拠として、この条例3項をつくったということで認識してよろしいかというのが1点。

それともう一点は、この奨学金の原資は一般財源でありますので、こういうふうな特例を設ける場合は、特に慎重な対応をお願いしますという、以上2点お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）2点、お答えします。

議員おっしゃられましたように、1点目は、条例の条項を精度を上げるということで、議員のおっしゃったように、そういった事例に対応していくために、この3項を新たに準用するというので提案をさせていただいたところです。

2点目につきましては、議員のおっしゃるとおり、執行に当たっては、厳正に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第47号 本山町奨学金貸与条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第47号 本山町奨学金貸与条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第47号 本山町奨学金貸与条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第3. 議案第48号 令和4年度本山町一般会計補正予算（第2号）

○議長（岩本誠生君）日程第3、議案第48号 令和4年度本山町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

総括質疑を許します。総括質疑はありませんか。

6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）9ページですけれども、このサステナブルという事業ですけれども、これは初めてのことでしょうか、お願いします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）お答えします。

内容といいますか、今回初めて観光庁のほうに募集をしまして、採択いただいた内容になっております。なお、アウトドアの里づくり事業と重複するところにつきましては、こちらのサステナブルのほうへ一部振り替えております。事業としましては、官公庁の実証事業となっております。

○6番（北村太助君）それは後で聞く。

○政策企画課長（中西一洋君）以上です。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）初めてということで、この内容について伺いたいと思いますが、これは国か県か、そういう総務省なりありますけれども、どこからの予算の計上されたものか。そして、その計上されている趣旨と金額というのものは、国であろうが県であろうが、どのような内容になっているかを伺います。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）お答えします。

国の観光庁のほうの事業となっております。

趣旨としましては、サステナブル観光コンテンツ強化事業というものでありまして、本町における本山のアウトドアの里構想と内容が合致しておりましたので、こちらのほうの観光庁のほうへ募集をさせていただきました。特にこのメニューの中で、本山町の取組と

しては、子どもにアウトドア文化をとということで、アウトドアの教育旅行を一つ誘致を目指しております、これは昨年、令和3年度に幾つか取組、県内の高校などと取組を行っておりますが、これをより今年取り組んでいながら、アウトドアの里づくり事業のほうといたしますか、モンベルアウトドアヴィレッジだけではなくて、地域の資源を活用したり、そういったところの魅力を伝えていくような形で、事業展開をできたらと思っております。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）それ、アウトドアということを知りましたが、こういう新しい制度が生まれたら、その内容というのは議会に提出をして、こういうものが来た、だから、どういう事業に予算を組んでいくかというぐらひは、やっぱりはっきりそういう方向性を討議して、勝手にそんなアウトドアに国からこういうものが出てきたから、勝手にアウトドアで予算を組むということは、本当に考えられんこと。これは、逐条審議でもやりますので、この辺で置いておきます。

○議長（岩本誠生君）ほかに総括質疑ありませんか。総括質疑。

2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）本当、非常に本町においても、道路等老朽化とかインフラ整備とか、あと、防災とか生活、安全、また、補助事業等非常に住民の方のやっぱり相談要望も非常に多いと思われまますので、その中で、やっぱり課を越えて、いろいろ生活相談来た場合は、こういう対応とか、いろんな相談のパターンもある程度固まっておると思うので、補助事業の場合とかやったら、こういうふうな対応しますというふうに、やっぱり丁寧な対応につなげていけるような予算づけというのも、非常に補正予算の大事じゃないかと思われまます。いやいや総括やけ、総括。

本当にやっぱりその、今、なかなか大きな事業にも取り組みながらも、本当、小さい足元のことにしても対応のできていない場合も多く見受けられるんで、やっぱり人員も少ない中でも、丁寧な対応というかが求められるんじゃないかと思われまます、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）ちょっと質問内容分かりましたか。

補正予算への計上の場合、対応ということだと思いますけれども。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）住民の皆さんの細やかな対応をしていけという、補正なんかもそういうふうを考えてやっていけというご指摘だろうというふうに思います。そういうことも注意しながら、取り組んでいきたいと思ひます。

○議長（岩本誠生君）2番。

（「もう一回」の声あり）北村さん、もう総括、非常に総括されておったと思ひますが。

2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）やはり、本当、いろいろ大型事業も進んでおったので、新しい取組もできておる中で、やっぱり足元も見つめながら、足元も見、また、未来も見、いろいろしながら取り組んでいくことが、非常に大事なんで、この補正とかもしながら、やっぱり

町民の人と役場との信頼関係が非常に大事なんで、やっぱりそこ補正に生かしながら、取り組むべきと思います。お伺いします。

○議長（岩本誠生君）そういう要望でありますので、十分配慮してください。

ほかにありませんか。総括質疑。

（「なし」の声あり）総括質疑ないようですので、総括質疑を終結いたします。

これより、逐条質疑を行います。

2 款地方譲与税について質疑はありませんか。

1 2 款分担金及び負担金について質疑はありませんか。

1 4 款国庫支出金について質疑はありませんか。

1 5 款県支出金について質疑はありませんか。

1 7 款寄附金について質疑はありませんか。

1 8 款繰入金について質疑はありませんか。

1 9 款繰越金について質疑はありませんか。

2 0 款諸収入について質疑はありませんか。

2 1 款町債について質疑はありませんか。

以上、歳入終わります。歳出に移ります。

歳出、2 款総務費について質疑はありませんか。

9 番、永野栄一君。

○9 番（永野栄一君）1 4 ページ、1 項総務管理費の6 目企画費なんですけど、説明のところでは、2 2 番のところの移住者等定住支援事業8 3 万2, 0 0 0 円、これを見てみますと、何か燃料費だとか普通旅費とかいうのが主な示していますけれども、この支援事業の内容について説明をお願いしたいと思います。

それと、1 5 ページの6 8 サステナブルな観光コンテンツ強化モデル事業、これについても、ちょっと内容の説明をお願いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）執行部答弁。

まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

2 款の企画費の中にあります細目2 2 の移住等定住支援事業の内容についてでありますけど、これは、東京や大阪で開催されます移住相談会への職員を派遣をさせていただいて、移住促進の活動を実施するものであります。ここ2 年間コロナの状況によりまして、この移住等、大都市圏へ行って、そういうPR等の活動が停滞をしておりました。県のほうも、アフターコロナを控えて、本年度からそういう取組に力を入れていくという状況の中で、本町のほうでもその流れに乗って活動を再開させていきたいということで、旅費につきましては、東京、大阪に職員等が移住相談会等派遣する旅費となっております。あと、燃料費が計上されておりますのが、大阪については、物販等公用車等を利用して、そういう

形での派遣も検討しておりますので、燃料費等も計上させていただいております。それと委託料の25万円ではありますが、これにつきましては、嶺北3町村合同でこの嶺北地域の中で移住体験ツアーというものを開催をして、都市圏の住民の方を嶺北に招いて、嶺北の自然とかそういう生活体験をして、体験できるような、そういうような催しを現在計画しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）サステナブルコンテンツ事業について説明させていただきます。

本事業は、先ほど言いました観光庁の実証事業となっておりますが、その趣旨というか目的では、まず、全国的なキャンプブームの中で、アウトドアに対応した施設が少ないところ、一つの狙いがありました。今日、ポストコロナ、ウィズコロナ、アフターコロナというところ、店とアウトドアスポーツなど、これは川、山のもともともあるものですが、そのほかに本山にある資源を利用して、農林畜産業のコンテンツとか体験メニューを新たに造成を目指しております。

そういった活動の中で、長期的な視点では、本山の観光保全の取組をこの観光分野にも広げていくようなところも考えておまして、また、本山町の地域経済へ、自然、持続可能なまちづくりを一つ狙っております。

実施体制としましては、本町に、本山町のほうが実施主体になりますが、企画だけではなしに、まちづくりの交流班に協力をいただくとか、地質・地籍なんかの講演、講習なんかについては、教育委員会の協力いただくなど考えております。また、昨年取組の中で、モンベルだけではなくて、集落活動センター、行川、それから汗見川、それから農業公社、場合によっては山番なども協力いただくように考えております。昨年、そこに関わっていただいた観光業者の方にも行って、ちょっとお力添えをいただけないか、学校とかそういう誘致先のちょっと研究をしていくために、それ、協力いただきたいと考えております。そのほか、土佐嶺北観光協議会もそうですし、本山の観光協会にもちょっと協力をしたたくような形で考えております。

波及効果がどこまで狙えるか分かりませんが、協力体制としましては、あと、商工会会員とか、商工会の方にも少し話しかけを現在しているところで、実務的にはこれからというところでもあります。

具体的な取組のほうの説明があったと思うんですが、こちらはガイドの養成を一つまず、一つメインに置いておまして、現在やっておりますラフティング、カヌー、登山、トレッキングなどのアウトドアの、これはもう当然引き続きこのメニューの中でもやっていくんですが、そのほかツリークライミングやグリーントワグルなど趣味に関するものや、地質・地籍、そのほか星空、バードウォッチングなども、ちょっとこれからの新しい体験メニューのコンテンツも考えていきたいと思っております。それから、昨年やりました棚田ロゴ

クや、できれば間伐体験などもちょっと研究していきたいと考えております。

以上、四つのジャンルのガイド養成と、新たな体験のメニューの造成に向けた取組をしていきたいと思っています。

そのほか、集落活動センターでやっている取組についても、さらなるといいますか、ブラッシュアップというか取組につなげていけたらと考えております。

営業活動というものを一つ考えておまして、これは、昨年来ていただいた学校関係、もしくはそういう旅行会社のほうへの営業活動と、そのほか特に白髪山のお材木というのが地域学習の複本を作成しておまして、その関連性がある大阪西区との関係事務の拡大を図るため、学校や教育委員会の関係者への営業活動、そこへの活動アピールをしていきたいと考えております。

あと、さらには、学校のほうに来ていただいて、どのモニターツアーというものを本町において受け入れまして、その中で、実際に体験メニューを体験をしていただいたものをアンケート調査なり、そういったもので一定の評価、評価をいただくような仕組みで、今後の次以降の取組を考えております。一応予算上では、モニターツアーについては、大阪を一つの中心と、関西圏中心に大阪を考えて、6回の予算枠を1泊の予算では考えております。

それから、アウトドアイベントということで、こちらのほうで、アウトドアメーカーと一緒にアウトドアをテーマにしたイベントの開催を開催しつつ、地域への露出効果というか、PR活動を行いながら、地域の住民のさらなる機運の醸成を目指していきたいと思えます。ここで、一定新たな体験メニューの造成したものをお披露目ではないんですが、実証しながらやっていけないかなというところを計画しております。

五つ目としましては、先ほど言ったモニターツアーの結果を踏まえまして、この1年間の、この年度の実証事業としましては1年限りの事業とはなっておりますが、次年度以降続けていく意味でも、一つは分析した結果を次につなげるということを狙っております、これがどういうところまで私自身、まだまだ研究は足りておりませんので、できるか分かっていないところです。その中で、体験メニューができたものをまず一つホームページとか、ちょっとまだ具体的化していないんですが、そこで一つの体験メニューができますという新たなコンテンツというか、魅力サイトというものをつくってきたいと思っています。

そのつくっていくことと同時に、すみません、教育、学校関係だけでなしに、団体客の情報発信となればと思っています。狙いとしては、この夏場にかけてのお客さんだけではなしに、閑散期、ハンサンキとあるので、例えば平日とか、それから冬場のお客さんが少ないときの受入れ体制というものを考えていきたいと思っています。

幾つか課題はあります。やっていく中で、一つキックオフ会議ではないですが、一応先ほど言った構成メンバーのほうへちょっとお話を1回いただきました。あと実際、やはり窓口が一本でないというのが課題でありまして、これを1年かけてちょっと考えていき

いと思っています。

それから、先ほどの体験メニューというところで、インストラクター、やはり年齢が上の方が多いので、新しい農林業含めてなんです、そういった方を新しく活躍する場として何とかこの中へ、体験メニューの中の講師というか、できないかということも考えております。それと同時に、一部のその方の収入になればという思いでもあります。

あと、一番の課題ではありますが、ヴィレッジのほうへ大型バスは来るんですが、そこからの拠点、行川、汗見川もそうなんです、柵田においても大型バスが入らない。これは、課題ではあります。でも、これを何とかしていくような取組というのも大事だと思っております、この事業の中で、実証というか確認しながら、やり方を考えていきたいと思っています。

そして、予算枠というものが先ほど説明しましたが、すみません、予算枠としましては、旅費、営業目的での旅費を計上し、ガイド養成にタマル講師謝金を計上し、モニターツアーにかかるバス借り上げ料等の費用、それから、アンケートや分析するための委託料、そして、イベントに係る委託料、そしてホームページなどの改修費用を計上しております。

最後になりますが、この実証事業に国の観光庁の実証事業においては、コーティングという伴走支援をいただくようになっております。これは、官公庁が100%実証事業となりますが、他の市町村のモデル的なものになるべくして、定期的になるべくしてということで、定期的に観光庁の選定した専門家のコーティングというものを支援をいただくことになっております。お名前はちょっと伏せますが、こういった方という、観光マネジメントや観光マーケティング戦略といったそういった専門の大学の先生がコーティングに入るような形になっております。

以上、事業の概要としては説明とさせていただきます。ちょっとすみません、長々と。

○議長（岩本誠生君）9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）大変、詳しい説明、ありがとうございます。

まず、14ページの移住者等定住支援事業の件なんです、一応ここで、項目が定住支援事業ということで、課長が説明された定住・移住者の掘り起こしという部分については了解しますけれども、一番最後に家賃補助と、定住支援事業ということであれば、やはり家賃補助をなぜ削ったのかというか、マイナス12万したのかというちょっと疑問が残るわけです。一応定住支援事業であれば、この事業も残すべきじゃないかと思うんですが、なぜこれは削除したというか、減額したのかということについて、再度説明を求めたいと思います。

それから、15ページの観光コンテンツについては、内容的に本山町にある資源を有効活用して、交流人口の拡大を図って、本山町を元気していこうという内容についてよく分かりました。

この最後314万という使用料及び賃貸料というのがあるんですけども、この事業の主体はどこなんでしょうか。本山町がやるのか、観光協会がやるのかも、委託、例えばど

こかに委託してやって、そのときに、例えば集落活動センターを利用する場合やったら、そういうところに使用料だとか賃貸料とか払うというような意味の314万なんですか、ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）お答えをさせていただきます。

家賃補助がマイナス12万、今回減額をさせていただいているその理由についてであります。これ、ここで書いておりますとおり、この事業、定住支援ということで、本町に定住をしていただいた方に対して、月1万円掛けるの12か月分ということで1万円助成することで、初期の家賃負担を減額するというので、こういう制度でやっておりましたが、一つは本町と同様の制度、土佐町、大豊町、嶺北の各町村が実施をしておりましたが、他町村のほうも、本年度からこれはもう実施をしないという状況があったということが一つ。あと、全体の予算の中で、コロナを見据えて攻めの姿勢で、本山に引き入れる活動のほうに力を入れていきたいということで、そういうPR活動のほうに事業費を今回優先順位的に取組をさせていただいて、補助のほうは減額というような判断でこういう予算にさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）9番、よろしいですか。まだ。

政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）コンテンツ事業、強化モデル事業の使用料及び賃借料のところなんです。こちらはバスの借り上げ代の一部を本町において支援するというものです。その他の費用は、その来ていただく学校とか、そういうところで支払うようなものになりますが、本山町のほうがこの事業を実施して、モニターツアーをやっていくというスキームになっております。

ただ、なかなかそういっても本山町、先ほど言った課題がある中で、バス、一定大型バスの移動やったり、ヴィレッジからの拠点への移動というものが一定支援がないとなかなか来ていただけないところもありまして、国においてそういう内容についてちょっと交渉しまして、こちらのほうで実証、そのバスツアーの一部を支援していくような形のスキームになっております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）9番、よろしいですか。

9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）家賃補助について、隣の町がということでもありますけれども、特にそれは気にしなくてもいいんじゃないかなと思う気がするんです。独自性を出せばいいわけであって、コロナ禍、特にコロナ禍ですよね。いったら、収入がない、それから定住者も来てすぐということであれば、収入が少ないとか、都会から来れば当然地方に来るわけですから収入も減るし、また、就職先もということもあるわけですので、移住者の定

住をするためには、やはりこの制度は残すべきではないかなと思うんですけども、ただ、隣の町が減しているからというのでは、ちょっと理由にならないんじゃないか。本山町のやはり定住者に対する支援について、どうあるべきかということを考えるべきだと思いますが、再考するお気持ちはないんでしょうか。再度お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）すみません、ご指摘、当然横の連携も取りながら、事業の検討をしてきたことも当然担当課のほうであろうかと思いますが、再考させていただきます。

○議長（岩本誠生君）ほかに。

こっち、先。手を挙げてください。

1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）15ページの中ほどの集会所建替事業のところと、この集落支援員、一般質問では2人ぐらい採用で、月16日の勤務というような話があったんですが、その集会所の年に1か所やるという予定ですが、場所が分かっておればお聞きします。

それと、この集落支援員ですが、採用の条件、男女を問わないのか、年齢なんかはどのように考えておるのかお聞きします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）お答えいたします。

集会所建替事業の場所につきましては、瓜生野地区を考えております。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）集落支援員につきましては、説明にもありましたが、作業を要することをしてもらいたいということもありますので、できるようでしたら、特に年齢とか性別については区別は今のところ考えておりません。幅広く技術を持っている方を採用したいと思っております。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）そうした場合、募集内容はどういうふうな内容で募集するんでしょうか。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）今回の集落支援員の任務につきましては、まずは地域内の巡視、質問にもありましたとおり、例えば道路の欠損とか、穴が開いているとか、そういうところを確認をして、仮補修ができるというところですね。それと、必要であれば草刈りとか、倒木をのけるとか、そういうところまでいくとは思いますが。それと、説明のときにちょっとなかったんですが、高齢者の見回りもそういう作業の途中に、かなり町道も山の奥のほうまでありますので、高齢者の方が独りで住まわれているとか、そういうところの見守り活動も一緒にやっていくと。あと、地域の清掃活動等にもし助力が必要であれば、そういうこともできるんじゃないかと考えていますので、そういうことがスキルとして持っている方を雇用しようと考えております。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

3番、上地信男君。

○3番（上地信男君）今、集落支援のご説明ございました。恐らく建設課長が答弁に立ったんで、配属は建設課になるのかなと、今、ちょっとそういうふうに思ったんですが。また、その中で高齢者という見守りということがありました。高齢者というと、年齢的なものもございます。恐らく、先ほど建設課長は、独り暮らし、独居老人のようなイメージで語られたと思うんですが、一応きちんとした定義をしとかんと、雇って実践するとき、あれもこれもになっていけなくて、高齢者というのはこういう人、そして、包括支援センターにも当然高齢者という形でのいろいろな台帳も持ち、それから、社会福祉協議会にも独り暮らしの台帳もお持ちだと思います。そこら辺を組み合わせ、きちんとした効果があるような方法にしとかんと、いざ草刈り重点になっていけなくて、ある程度季節的に、いうたら、今後の予定も併せて聞きますが、タイムスケジュール的なもの、夏場は草刈り、そして、だんだんと秋から冬にかけては高齢者の見守りを重視するとか、何かそういうような計画をきちんと雇用する、お雇いする方に伝えて、きちんとプログラムをつくっていかないと、あれもこれもになっては、効果が上がらないというようなことになります。どういうイメージで組み立てていくか、今日、予算が通ります。そうしたら、今後どのようなスケジュールで募集をかけていくか。そして、実際いつから活動してもらうかということが、1点でございます。

それと、少し前後します。すみません。15ページ、集落支援員の上のところ、これ、説明番号が65地域の名産品の魅力発信事業というのがございまして、上に500万のマイナス委託料、それで負担金、補助金及び交付金ですが、これが500万、恐らく予算上の組替えかとは思いますが、予算が執行しとれば、年度の途中での組替えなんで、その辺十分気をつけてやらなければならないんじゃないかという、これは助言です。

最初の集落支援員のお答えをいただきたいと思います。お願いします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）タイムスケジュールといいますが、仕事のプログラムについてですが、基本的には、やはり集落の巡視とか補修、ほぼ年間通してあると思っております。こちらのほうでも、そういう見込みでありまして、あと、おっしゃるとおり、高齢者の方の見守りにつきましては、健康福祉課等とも協議をして、情報をいただいて、声をかけるときに声をかけるというふうなところで、まだ、深くどこまで関わるというのは、ちょっとこれからの協議ということにはなっております。

それと、募集についてですが、予算確定していただきましたら、広報その他で募集をかけるというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）3番、上地信男君。

○3番（上地信男君）一つは、この予算が通った後、どういうふういつ頃から募集をか

けて、実動はいつからかというようなことのお答えも少しきちんといただけたらと思っております。それと、繰り返しになりますが、やはり集落の巡視ということで、勢い草刈り等がウエート占めてもいけないので、その辺のことを再度確認するんですが、高齢者の見守りとうたっていますので、それをこういうふうにしちんちん行っていくよということを計画しておかなければ、あと、やはりヤリモテ感がある、これ、非常に言葉が悪うございますが、そこら辺ある程度組織の中で詰めとる必要があるんじゃないかと、それは私のほうから要望しておきます。

それと、配属はやっぱり建設課なんですか。再度確認です。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）実動ということですが、今回、議決いただいて、応募を一定期間持つてやるということになりますので、早くても7月の半ば以降になるのではないかと考えております。ちょっと基本的にその業務としましては、建設課のほうで管轄をするということです。

あと、見守りについては、計画的なことが必要であろうと、片手間でやるようなものでもないのではないかと思いますので、内容につきましては詰めて、計画を立ててやりたいと考えています。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）2点お伺いします。

まず、集落支援員について、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ、知見を有した人材が集落支援員である。果たして、それを今、言った建設課につけていいんですか。寺家でいうと、トモさんが自転車にくくりつけて走ったみたいな話で、そういうふうな草刈りなんかするのは、シルバーに頼めばいいんですよ。だから、この集落支援員としてやらなきゃならないのは、まず、集落の点検を実施する。どういう集落か。それで、各集落の在り方についての話し合いをする。集落と役所の間をつなぐ人材であると。それを一つの建設課につけていいんですか。そうじゃないでしょう。これは、まちづくりも関係している、政策企画課も総務課も関係しているというのに、はっきり言って、道路の修繕とか草刈りのために、集落支援員を雇うということにするのであれば、総務省が想定している集落支援員の在り方と違うんじゃないかということをお伺いします。

それで、もう一つは、長々と政策企画課長が説明をしていただきましたが、観光庁に採択された本山町がする事業といたしましては、子どもにアウトドア文化を、アウトドア教育旅行の誘致というキャッチフレーズで観光庁に採択されているということでございますが、その点についての的を絞った説明をいただきたいと思っております。

以上、2点お伺いします。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。

政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）的を絞ったというところ、教育旅行と絞ったところのご説明をさせていただきます。令和3年度の取組の中で高校の、通常ですと、県外への修学旅行とかそういったものが多かった中で、コロナ禍の状況があり、今回、今回というか、アウトドアヴィレッジほか本山のほうへ修学旅行というものを誘致した経過があります。特に思ったのは、教育旅行には確かにメインに当てていますが、特に学校関係、子ども関係のところ、しっかり本山の魅力を伝えていくことが一つ狙いであります。そのほか、ヴィレッジだけではなくて、周辺の資源を利用したものを子どもたちに見せるというのも一つ狙いであります。

説明、以上となります。

○議長（岩本誠生君）ほかに。次、建設課長。町長が。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）集落支援員の件についてお答えをさせていただきます。

この間、議会のほうでも、その集落のコミュニティーの問題とか、道路維持管理の関係とか、いろんなご指摘を受けてきました。その中で、なかなか人口が減少したり、高齢化が進む中で、地域のそういう共同作業なんかもなかなか厳しくなっているというようなこともございまして、それも踏まえまして、単純に道路の補修をするためにというんじゃなくて、そういう集落の役割分担なんかを、そのコミュニティーを維持していくという意味でも、役割分担なんかをしながら町と地域と事業を進めていくということで、考えた案でございまして。

これにつきましては、いろんなところにも関係機関にもご相談もかけ、それから、各市町村で取り組まれている事業なんかも参考にしながら、この集落支援員としての事業が適用できるんじゃないかということもございまして。そういった、それと含めまして、地域を巡回する中で、先ほど高齢者の定義が必要ではないかということがありましたけれども、やはり健康福祉課や社会福祉協議会なんかとも連携して、やっぱり遠隔地におられる高齢者の方、おひとり暮らしのお家なんかもございまして、せつかく地域を巡回するのであれば、この集落支援員でそういった高齢者の見守りも受け持っていこうということを考えて、この集落支援員を導入を考えたわけでもございまして。単純に、維持補修だけをやるというようなことじゃなくて、そういう集落のコミュニティーなんかを維持していくとか、高齢者の見守りを進めていくとか、そういうことに目的を持ってこの事業を取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をよろしく申し上げます。

○議長（岩本誠生君）5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）まず、最初の答えていただきました、サステナブルな観光コンテンツということで、今回、事業が採択されているのが全国で22団体、そのうちで自治体として手を挙げて取っているのが北海道の弟子屈町と本本山町の二つであります。しっかりとした取組をお願いしますということと、それともう一点、この集落支援員は、1人当た

り国からたしか350万入ってくるかと思いますが、その点、この報酬で大丈夫なのかということを確認します。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）集落支援員1人当たりの金額につきましては、445万上限だと認識していますが。

以上です。

○議長（岩本誠生君）5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）それであれば、この計上した予算はちょっと低過ぎないかということ、それなりの求めている地域の実情に詳しく集落対策の推進に関してのノウハウ、知見を有した人材というのは、果してこの予算で来るのかどうかということを最後に質問したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）すみません、今回、この集落支援員制度を活用してということで、町長のほうから命を受けました。まちづくり、健康福祉課、当然、私、企画もそうなんです、一緒に考えていく中で、近隣の町村を参考にしながら、一応給与体系のほうはちょっと設定しております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）ほかに。

6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）先ほどのこのサステナブル事業、これ、今さら言っても本当に遅いんですけども、最初の質問でもっと言わないかと思ったんですけども、言っておきますが。コロナの特別税が来ても、コロナにどういうものに使うかというのが出してきた、検討したわね。そういう中で、ある企業に1,000万出すというようなことも書かれていて、そういうのが検討されて、これは駄目だということで、引っ込めたケースもあるわけですよ。そうすると、この事業は、ただ観光とは書いているけれども、大きく網羅した政策なんです。自然環境とか文化とか歴史とか、そういうものが網羅された中から選ばないかん。ところが、本山町は、もう勝手にと言うたら言い過ぎかもしれませんが、アウトドアに決めてしまったんですよ。これ、一点だけ教えてください。これ、庁議の中で決まったんでしょうかということ。

それと、やはりこれ、内容を聞いてみますと、出てきた、16ページになるわね、その他報酬とか、これ、消耗品、それから印刷代、郵便代、いろいろなこれ、書いてあるのは、諸手数料と書いてある。これと、損害賠償保険、これを除いた全ての費用の具体性を述べてほしいと思います。

○議長（岩本誠生君）すぐ答弁できますか。

暫時休憩します。

休憩 10 : 15

再開 10 : 28

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、答弁求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

まず、観光庁への申請でございますけれども、これ、こういう事業があるということで、担当課のほうで申請をするということについては、庁議で話し合っております。採択された後については、私のほうにこの事業が最近でございますけれども、採択されたということの報告をしてもらったというところでございます。

この間、高知県内、それから関西圏からもですけれども、学校の修学旅行で本山町へおいでて、ラフティングを楽しんだり、棚田を見たりということで、学生が体験をしてもらっています。そういったことをきちんと商品化という表現がよろしいか分かりませんが、そういうことをつなげていったらどうかということ、それから、白髪の新ノキが藩政の時代に大阪に輸出というんでしょうか、したと、土佐藩の財政を助けたという歴史がありまして、大阪西区では、今、白髪橋とかそういう名残りが残りますけれども、そういったところなんかとも、そういう歴史を踏まえた交流もできないかということで、そういうことも考えて、このモニターツアーということで、モニターとして実証的に事業を展開しまして、それが商品化できないかということですね。この本山で、それから嶺北でそういうアウトドアの、特に教育旅行とかいうことが、こういう本山町に定着しないかということを考えて、この観光庁の事業に、実証実験の事業に手を挙げたということでございます。採択を受けましたので、予算を計上させていただいたと。それから、他の事業とかぶる部分もありますので、それについては、この事業に取り込ませてもらったという経過もございます。

詳しくは、また、資料につきましての説明は、担当課のほうで行います。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）資料を含めた、事業の説明をさせていただきます。

○6番（北村太助君）もうええ、見たら分かる。こういうものが先に出てきちゃったら、質問する必要ない。

○政策企画課長（中西一洋君）大変失礼しました。

若干だけ、目指す姿という将来ビジョンというものがあります。サステナブルツーリズムの推進による活性化ということを狙っております。下段のところに、当年度、令和4年KPIというものを示しております、それに附随した丸の項目でA B C Dというものに対して、2枚目の広い紙の用紙のほうですが、これが対比した予算枠となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 6番、北村太助君。

○6番（北村太助君） こういうものが最初に検討されないかん。もう質問じゃないけれども、この、今もらった資料を見て、みんな目を通して。真ん中、地域資源、自然、文化、伝統文化、歴史、こういうものが網羅されているわけですね。そうして、その次に企業、地域事業者、住民、町での合意形成に向けた意見の交換、これなされていない。住民と町の合意形成でなければいかん、この、今日上がってきたものは。もう既に具体的企画の内容というものは、そういうところで練り上げないかん。そうして、その次にはふるさと納税の効果的とも書いている。そして、一番大事なのは、当年度と書いているけれども、本山町ならではのコンテンツの精度磨き上げと、昨日から言っているでしょう。本山町の一番信念はどこですか。この南部の吉延、大石の棚田は、日本一の棚田になるところですよ。ここを磨き上げたら。そうしたら、この子どもの、私は提言の中でも言ったでしょう。子どもさんが来て、この日本一の棚田を見て、そうして、そこで感性を磨くことが一番大事だと言っている。だから、そういうことを事前にやっぱり練り上げていくということが欠けているんじゃないか。

今後、やっぱりそういうことについては、ちゃんとしてもらいたい。森林環境税の問題でもそうですよ。やっぱりそういうものが来たときには、どういうものに使っていくかと。ただ来たものを執行部だけで予算組んで、そうして、こういうふうに訳の分からんものを出してきて、質問せないかんようなことでは、これ、駄目ですよ、はっきり言うて。そういうことのないように、今後していただきたいということを申し上げて、私のこの質問を終わります。

○議長（岩本誠生君） ほかにありますか。

2番、大石教政君。2款の総務費についての逐条質疑であります。

○2番（大石教政君） 14ページの説明2のコンビニ収納サービス委託料13万2,000円、これは1年分なのか。それと、説明10番の企画費のところの中山間地域生活支援総合事業工事請負費50万9,000円とあるのは、これはどこ、どういうことか。あと、説明の28の集落活動推進事業修繕料1万7,000円とありますが、これはどういうものなのか。あと、先ほど説明があったサステナブルな観光コンテンツですか、これ、非常にいいと思います。また、相当、本町にもモンベルさんもあり、また、寺家のほうでもアウトドアとかの事業者さんもおりますので、やっぱりいろんな各方面とか、各事業所なんかと密な連絡というか、みんなが成り立っていくようなやっぱり取組が非常に大事ではないかと思います。

○議長（岩本誠生君） 質問をお願いします。

○2番（大石教政君） はい。

それと、16ページに14目感染症対策で、説明の2に新型コロナウイルス感染症、備品費に100万と、あと、PCR検査が101万2,000と出ていますが、これ、PCR検査、何回分ぐらいというか、どれぐらい実施すればいいか。あと十……。

○議長（岩本誠生君）そこまでですね。

○2番（大石教政君）そこまで。

以上です。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁を求めます。

住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）まず1点目の一般管理費、コンビニ収納サービス委託料13万2,000円ですが、これは一般会計が負担する税とかの1件67円に対する収納委託料です。約2,000件分を計上しております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）細目の10、高知県中山間地域生活支援総合事業の工事費につきましては、ご提案はちょうど北山西地区の梶屋瀬地区にはなりますが、以前工事をしております、水圧が3.0というところなんです、近年、近年といいますか、配水池から引っ張っておるんですが、配水池からの2世帯につきましては、常時、夕方とかのほかの方が使っているときに、水圧の低下がありました。今回この工事費で、配水池地下からの新しい管としまして、改修工事を行う内容となっております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）14ページ目の細目28、集落活動推進センター推進事業の修繕料であります、これは汗見川清流館の水道蛇口の修繕であります。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）16ページの感染症対策費のところでありますけれども、2番、新型コロナの感染症対策費、消耗品と備品の組替えをしておりますけれども、学校関係の備品について、感染症予防の備品を購入をする予定です。

あと、PCR検査の検査委託料でありますけれども、50回分を予定しております。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）最後の68のサステナブルコンテンツ事業のところですが、先ほど議員が言われましたとおり、当初の計画では、先ほど言いました本山町とそのほかの集落活動センターほかの関係団体で協議をしておりますが、この事業を進めていく上で必要な関係者含めて協議というか打合せしながら、幅広く本山町のPRをしていくような取組につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかにありませんか。

ないようでしたら、次へ進みます。

3 款民生費について質疑はありませんか。

2 番、大石教政君。

○2 番（大石教政君）17 ページの4 の老人福祉費の中に、説明7 で高齢者住宅改造費補助66万6,000円と説明8 で中山間地域介護サービス確保対策事業補助62万7,000円とありますが、説明を求めます。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）大石議員のご質問にお答えをいたします。

まず、高齢者共住環境改善支援事業でございますが、介護保険制度等における要介護者及び要支援者の認定を受けた者等に対して、住宅改修の工事費を一部補助するものでございます。100万円限度に県が3分の1、市町村が3分の1、残りを自己負担で改修するものでございます。今回、1件申請がありましたので、補正をさせていただいております。

次に、中山間地域介護サービス確保対策事業でございますが、事業所からのそれぞれ訪問介護サービス、デイサービス、それと訪問看護等における事業所から利用者宅までの送迎に要する時間が20分から1時間未満、また、1時間以上になる場合、それぞれ県が2分の1、町が2分の1を補助しまして、利用者に事業者の山間部への新たなサービス提供を促す、そういった事業でございます。今回、新たな訪問看護、いの町の事業所さんが今回、本山町内にそういった事業展開をするということで、それに要する費用等を今回計上させていただいております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

2 番、大石教政君。

○2 番（大石教政君）17 ページの児童福祉総務費の中の説明17 の低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事業96万と18 ページの保育所運営費、説明2 の消耗品費50万と、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の消耗品費50万とありますが、説明をお願いします。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁を求めます。

住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）低所得者の子育て世帯に対する給付金の概要ですが、児童手当を受給している方につきましては、自動的に県が振り込みます。これは、本山町で25人ぐらいおります。それ以外で、住民税が非課税世帯で子育て世帯の方に対する5万円の給付を行うというものです。

以上になります。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）コロナウイルス感染症対策の消耗品についてでございますが、保育所では、対策に関する消耗品で、マスク、消毒液、手袋、ふき取りシート、ペーパータオル等対策に使っております、非常に毎日のことでございますので、こういったもので

対応しているところでございます。そういった消耗品です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに、民生費について逐条質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、次へ進みます。

4款、衛生費について質疑はありませんか。

5款、農林水産業費について質疑はありませんか。

6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）この90ですが、中山間地域のデジタル化支援事業、この内容と委託されるということはどういうものを委託されるか伺います。

○まちづくり推進課長（田岡明君）資料配付……。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君、資料を配付ですか。

資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 11：47

再開 11：48

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）90番の高知県中山間地域デジタル化支援事業につきまして説明をさせていただきたいと思えます。

お手元のほうに資料配付をさせていただいておりますが、本事業につきましては、高知県のモデル事業ということで採択を受けたものでございまして、本町におけるスマート農業、これまでも水田センサーやドローン等の取組をしておりますが、さらにレベルアップした展開をということで、そういうことで本町については、そういう過去からの取組が評価されまして、高知県のうちで五つの中で採択がされた事業であります。

これは、令和4年度から5年度まで2か年事業となっておりますが、本年度、令和4年度については、こっちに書いておりますが、まず、一つ目としまして、用水路及び水田管理の簡素化ということで、現在、この用水路の水の管理がなかなか大雨が降った際に、開けたり閉めたりということがなかなか課題となっております、そういうものをこのデジタル化の活用で対応できないかということで、主には用水路遠隔監視制御システムというものを構築しまして、それで管理をしていこうという、実証的に実証するものであります。

もう一つの課題であります鳥獣捕獲検知システムの設置ということで、これも農作物への鳥獣被害が深刻であるという課題を受けまして、これを監視するセンサーを設置することによって、見回り等の対応を軽減するというのを、そういう2点の課題に対応する事業を計画をしております。

今回、この事業、裏面のほうにこの事業スキームが書かれておりますが、支援のスキ-

ムとして、事業の実施主体のほうが、下段にあります。市町村との連携で自治体、民間事業者、地元組織等で構成したコンソーシアムという協議体を組んで、その連携の下で事業を実施するというものになっております。その関係で、今後この体制を協議体を組む計画でございます、そこへの委託事業として事業を推進するようにしております。

なお、この事業に参画していただける事業者としましては、行政のほうから本山町、本山町農業公社、あと、町内の営農組合等の組織、あと猟友会、そして民間の事業者としまして、NTTドコモ、四国情報管理センター、株式会社デンシン、株式会社オサノシステム等にこのコンソーシアムのほうに参加していただいて、各事業所のこの特徴、強みを生かしたものでこのデジタル化に反映をさせて、整備をしていく計画となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○6番（北村太助君）分かりました。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかにありませんか。

9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）2点ほどちょっと確認お願いしたいと思います。

19ページ、1項農業費の6目国土調査費で、ここで委託料が単独になっているんですが、この調査場所の場所、どこをされるのか、そして、なぜ単独事業、一般財源からなのかについて、説明を求めたいと思います。

それから、2項林業費、2目林業振興費の6番のところ、林業用施設維持補修費570万9,000円というのがありますが、この場所と、どんな補修をされるのかについて説明を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）お答えいたします。

まず、地籍調査事業費の委託料であります。単独になっておる理由と場所ということですが、場所については、平成11年度分の北山西渡津等になります。単独になっているのは、これ、過年度分であるために、補助対象外であります。この過年度分については、徐々に再確認が進んでおりました、必要なところの測量もどんどん進んでおりますので、できるところ、再確認可能になったところについて、予算を追加させていただいたところでございます。

それと、林業用施設の維持補修費ですが、場所につきましては、上下関、行川の林道になります。これにつきましては、森林管理署と本山町とで管理区分が分かれておりました、そのうちの本山町管理分、約2キロですが、ここを長年の大雨で表面の土が流れたりとか、谷の水が流れてきて、道路自体が削れてしまって、車で一部行くのが困難になっているところがありますので、これを土を入れて、締め固めるというような補修であります。

これにつきましては、上下関の地区のほうから、新たな白髪山への登山ルートを構築したいというふうな話がありまして、この今まで使っていた登山ルートではなくて、一定整

備をして行川林道を整備したら行けるところまで車で行って、そこから何か民有林がありまして、そこを地主の方にお話をして、そこから新たな登山ルートを開拓をして、白髪山のほうへ、汗見川のほうばかりではなく、上下関のほうからも上がっていただきたい、ぜひ登山を再開したいということで、新たな登山口を、登山ルートを開拓するために町としてできる必要な補修をするというところでもあります。森林管理署とも協議をしておるところです。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、次に進みます。

6款商工費について質疑ありませんか。

6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）これ、いつも気になるんですけども、この商工会の人件費、商工会というのは6時に立ち上げて、店もありますわな、もてなしの。そして、また本山町からも貸付けか何かで、それでもしていますわな。そういう部署があるのに、この課を設置して、人を置くという理由ですか、それを説明してください。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）これは、人事異動に伴う予算の措置でありまして、現在、まちづくり推進課で商工業務を担当している人の人件費でありまして、人事異動に伴う給与の変更があったので、その配置であります。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）いや、そういうの、やっぱり予算が苦しい中で、こういうのは廃止していったらどうでしょうか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）商工総務費の人員を割り当てるのは、必要ないんじゃないかというふうなご指摘だろうというふうに思いますが、町としても、消費者行政とか商工関係、商工会と連携した取組とか等々ございますので、ここに商工費のところに人員を割り当てまして、職員の人件費を計上しておるものでございます。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）それは分かる、趣旨は分かるけれども、私聞いているのは、こういうのは省いていったらいいんじゃないですかと聞いている。その見解を伺います。

○議長（岩本誠生君）結局、部署をのけるということですか。この部署は要らんのではないかということですか。そういうことのように、この部署は要らんのではないかということらしいです。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

繰り返しになって恐縮です。商工費というところでは、当初予算でもいろんな商工関係、商工会との連携とかも……。

○6番（北村太助君）保護しているよね。

○町長（澤田和廣君）商工会との連携も図る必要もございますし、そういうことも踏まえまして、一応職員をここに、消費者行政の問題とか、繰り返して恐縮ですけども、そういうことがあって、商工担当ということでここへ1名を配置しておるわけでございます。よろしく願いいたします。

○6番（北村太助君）位があるでいいでしょう、ほんまに。

○議長（岩本誠生君）ほかに商工費ないですか。

2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）観光費の中の二つ目の公園管理費、20ページの二つ目に公園管理費が11万7,000円とあるんですが、これはどこの公園しゅんか、説明を求めます。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

公園管理費としまして11万7,000円、これの内訳でございますが、まず、消耗品としましては、吉野運動公園にトイレがありますが、川での汗見川の川で観光客が遊ばれた場合をトイレがない場合を示すための案内看板というのの今回設置を目指しておりまして、それに対する看板代として4万円計上させていただいております。その下の修繕料につきましては、上街公園のトイレのところにちょっと排水の不具合で水がたまるような状態になっておりますので、それを改善するための修繕料を今回計上させていただいております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）吉野運動公園も、非常にやっぱり川の人なんかも増えて、トイレの需要も高いと思われますので、運動公園のダム寄りにもまだ古いトイレも残っておると思われますので、あれもちょっと整備して使えるようにすると、非常に利用者が増えた場合に対応がしやすいんじゃないかと思われませんが、まだ水洗にはなっていないので、災害時とかも非常に使いやすいんじゃないかとも思われますが、非常時とかにも使用できるんじゃないかと思われませんが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきたいと思っております。

議員ご指摘のあった吉野運動公園のダム側というのは、恐らくソフトボールの道具を入れた倉庫に併設しておるトイレのことだと思います。ちょっと用途がそういう社会体育活動中心で、ちょっとあまり大きくないトイレにはなっておったと思いますが、今後の需要等も考えながら、あれも老朽化もしておりますので、その中でちょっと全体的に考えてい

ければと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかにありませんか。

1 番、澤田康雄君。

○1 番（澤田康雄君）21 ページの説明の2 番目の……。

○議長（岩本誠生君）まだですね。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）ないようでしたら、次へ進みます。

7 款土木費について質疑はありませんか。7 款。

9 番、永野栄一君。

○9 番（永野栄一君）すみません、ちょっと総括的な質問になるかもしれませんが、21 ページ、2 目道路維持費、今回20 万4,000 円が追加されているわけですが、多分これ1 区間ぐらいだと思うんですが、町内の道路回ってみると、マークがついていない、調査をしてやる場所についてはいろいろペイントで塗っていますよね。今回の20 万4,000 円でどれぐらいの調査の中で今回、多分どこをやられるか分かりませんが、今年度のこの道路維持費については、これでいいのかどうか。できれば、確認しましたよという印でもつけてくれておったら、住民の人は、ここは町が見ていてくれるんだなど。次、印がちょっとやったら、ここは次には補修してくれるんだなどというのが分かるわけですが、この20 万4,000 円というので、どれぐらいの道路維持とか補修ができているのかについて説明を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）答弁。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）お答えいたします。

今回、計上してあります20 万4,000 円につきましては、新庁舎建設のために沈下橋ヨシメのゲートを1 か所取り外してしまして、工事のために片側だけ両開きになっていますが、その片側だけのけていたものです。今回、一定その工事は済みしましたので、再度ちょっとゲートをつけ直すということの工事請負費で20 万4,000 円を計上をしています。

それと、道路の維持補修費につきましては、ちょっとすみません、当初予算で幾らか組んでおりますので、その範囲でちょっと確認を。

○議長（岩本誠生君）もういいですか、答弁。

○建設課長（前田幸二君）町道のその維持補修については、当初予算で、ちょっと金額をすぐあれですが、一定確保させていただいております。おっしゃるとおり、印をつけたり、つけていないところもあります。それについては、よく県道のほうでは赤いスプレーでつけたりしていますが、そういうふうのあまりちょっとやっていないこともありますので、

町のほうでも見たよという印、確認したよと印をちょっと今度からつけるようにできればしたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君） 分かりました。

ゲートの改修ということで分かりました。ちょっと早とちりして、申し訳ございませんでした。

その道路の舗装の維持の件については、やはりそういった見たよという印の色、それから、今年度これから説明というか、補修が計画的に入っていますよということで、また色を変えるとかいろいろしてくれたら、やはり住民の人も、何回も要望事項に行かなくても済むと思いますので、そういった住民に知らせるためにも、やはりそういった配慮をお願いしたいなということで、ちょっと総括質問的になりましたけれども、すみません、ありがとうございました。

○議長（岩本誠生君） ほかに質疑ありませんか。

1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君） 失礼しました。

21ページの2番の交通安全施設の整備事業で、このガードレールとかカーブミラーのことかと思うんですが、内容をちょっとお聞きします。

○議長（岩本誠生君） 建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君） お答えいたします。

毎年度、交通安全施設の整備ということでストックしてある、ここにカーブミラーをつけていただきたいとか、ガードレールが古くなっているとかいうところを一定の予算の中で毎年修繕とか設置をしておるところです。今年につきましても、この予算の範囲内ですが、ガードレールが3か所とカーブミラーが1か所の予定になっています。ガードレールにつきましては、大石中央線、それと、峯ヶ平線、もう一つのガードレールが古田線、それと最後にカーブミラー1か所が、ここも峯ヶ平線ですね。結構何年か前に要望いただいていたが、基本的に学校からの要望、通学路上のカーブミラーとかを優先してやっていたので、すみませんが、ちょっと遅めになってはいたしましたが、できるようになっております。

なお、通学路上のこういう安全対策につきましては、令和5年から通学路のだけの補助事業ができるようになりますので、それをまた活用して、特に悲惨な交通事故が起こっていますので、そういうところを町内確認をして、またやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）道路新設改良費の中で、町単独事業で、登記委託料325万6,000円とあるんですが、これはどういうどの部分の委託か。それと、先ほど交通安全施設整備事業で、ガードレールもつけることですが、この前木能津線の古田権代のわかれの手前、災害の復旧工事が終わったところがガードレールが切れておるんですが、あそこもやっぱり通学バスなんかも通っておる、清掃工場なんかへも車とか非常に交通量も多くて、道路もよくなったんで、スピードなんかも出る、危ないと思われませんが、ここのガードレールの取付けなんかはいつ頃とか、計画さられておるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）その話は一般質問でも出ておりましたね。

○2番（大石教政君）いや、出たけどほら。

○議長（岩本誠生君）いや、出ていましたね、と言っただけ。出ていましたよね。

それでは、含めて答弁を求めます。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）登記のほうも聞かれましたよね。すみません。

この登記委託料につきましては、町道古田吉延連絡線というのがあります、これにつきましては、全然分筆とか、そういうの国調が入る、入っても完成してからの道路の開通でしたので、全く分筆とか登記とかができていないというところで、住民の方から、そういうふうのできていないので、税の対象になってくるということで、何とか登記をしてもらえないかということで、調査をしておりました。

分筆等できましたので、個人名義のままのところ、公衆用道路になっていない普通山林とか畑とかのままのところにつきましては、分筆と地目の変更、これは43筆、それと、町への所有権移転ということで18件をするようにしています。非常に高額な登記料になっておりますけれども、町内にはまだ登記ができていないようなところもあると思いますので、なかなかちょっと大量に町有地になっていない道路、町名義になっていないところ、もしくは町名義になっておりますけれども県道になっているとかそういうところもあって、順次整理をしていかなければならないんですが、あまりにもちょっと膨大過ぎて、所有者の方からお話いただいたところからやっていくというようなスタンスに、今のところはなっております。

ちなみに、延長は1,210メートルあります。スムーズに登記をして、整理をしていきたいというところです。

以上です。

それとガードレールにつきましては、ガードレールにつきましては、ガードレール切れておると言われていましたけれども、切れておるのではなくて、もともとある部分を復旧をして、もともとなかったところがあるんです。なかったところは木が生えていたんで、ガードレールをその間をやっていないのです。今度の工事で、その間がガードレールのつなぎ目がないところにつきましては、整備をするようにしております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、次へ進みます。

8款消防費について質疑はありませんか。

2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）消防費の中で、説明4で消防団運営経費で被服費373万4,000円と、あと、災害対策費で工事請負費40万3,000円とありますが、説明を求めます。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）ご質問にお答えいたします。

消防団の被服費についてでありますけれども、高性能防火衣20着、防火帽20個、防火靴20足をそれぞれ購入いたしまして、中央分団に5組、他の分団に3組の5分団に配分をする予定であります。

あと、災害対策費の工事請負費につきましては、北山西集会所の通路の屋根の新築をし、雨対策を講じるということで、補助事業を使って設置をするものであります。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに消防費ありませんか。

（「なし」の声あり）では、なしということで次へ進みます。

9款教育費について質疑はありませんか。

7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）21ページの学校の管理費について教えていただきたいと思います。

小学校の施設の管理運営費で、これは先ほど総務課長からも説明あった吉野小学校の体育館ということなんですが、多分3月のとき、何かこの7,566万9,000円という高額な金額なんですけれども、3月のときに、何か災害施設の関係を言ったのかなと、ちょっとよく覚えていなくて、どの老朽化になっているのか、以前、昨年は本山小学校の屋根を直しました。それで、この吉野小の体育館かな、内容をちょっと具体的に教えていただきたいなと思います。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）答弁を申し上げます。

吉野小学校の屋内体育館の改修についてでございますが、施設の長寿命化を図る工事でございます。昭和58年に建築されておまして、30年ほどたっております。施設の老朽化が防げるということで、今回、国の補助、あるいは起債を活用して、予算を編成させていただいております。工事の内容としましては、屋根の改修、雨漏りの関係がございます。そして、同じく外壁がもうかなり色も変わっておりますので、外壁の工事、そして、一番大きいのが、アリーナのフロア、床、これが床の下を見ますと、これまでの体育館とは違う組み方の工事でしたので、床を前面にやりかえ、床と内装、この大きくはその

三つの工事によるものです。これによる工事費が、今回提案させていただいております7,500万ほどの事業費というふうになっております。よろしく申し上げます。

○7番（中山百合君）ありがとうございました。分かりました。

○議長（岩本誠生君）ほかに教育費ありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、次へ進みます。

12款予備費について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

逐条質疑を終結します。

第2条債務負担行為の補正（第2表）について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、質疑なしと認めます。

第3条地方債の補正（第3表）について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を許します。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第48号 令和4年度本山町一般会計補正予算（第2号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第48号 令和4年度本山町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第48号 令和4年度本山町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~

日程第4．議案第49号 令和4年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩本誠生君）日程第4、議案第49号 令和4年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

補足説明を許します。

住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより総括質疑を許します。総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより逐条質疑を行います。

歳入について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に、歳出に移ります。歳出について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第49号 令和4年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第49号 令和4年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第49号 令和4年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第5. 議案第50号 令和4年度本山町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(岩本誠生君) 日程第5、議案第50号 令和4年度本山町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

補足説明を許します。

健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長(川村勝彦君) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生君) 補足説明を終わります。

これより総括質疑を許します。総括質疑はありませんか。

2番、大石教政君。

○2番(大石教政君) 介護予防、本当非常に大事なことだと思います。また、各地域において、ミニデイやられていることは、非常にいいと思います。その中で、やっぱりなかなか参加、全員参加というのはなかなか、どれぐらいの参加率というか、あと、その来てくれる人は積極的に来て、参加してもらっていると思われませんが、なかなか参加せられない方だとどのような対応とか、声かけとかしとると思いますが、お伺いします。

○議長(岩本誠生君) 健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長(川村勝彦君) 大石教政議員のご質問にお答えをいたします。

参加者、それぞれの地区の参加者数については、ちょっと資料は手元にございませぬけれども、現在、町内15か所でミニデイを実施をしております。その中で、それぞれの地区におきまして、ミニデイ推進委員さんがおいでまして、これ、あくまでも強制ではござ

いませので、先ほど大石教政議員もご質問にありましたように、ミニデイに出てこんかよというような形で、今までも声かけをしていただいておりますし、その中で、百歳体操であるとか、いろんな体操、それと、今現在はコロナ関係で実施をしておりませんが、共に昼食をしたり、そういった形でミニデイ事業を楽しんでいただいております。

今回は、従来から委託をしておりましたNPO法人の食と健康を学ぶ会のほうに、地域リーダーの交流総会であるとか、地域ミニデイの活性化、ミニデイ手帳の活用を促進等々に至る事業をそれぞれ予算計上をしております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、総括質疑を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

次に、歳出に移ります。歳出について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第50号 令和4年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第50号 令和4年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第50号 令和4年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第6．議案第51号 令和4年度本山町病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（岩本誠生君）日程第6、議案第51号 令和4年度本山町病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

補足説明を許します。

病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより総括質疑を許します。総括質疑はありますか。

2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）看護師の奨学資金とか申込みがあって、やっぱり利用して残ってもらえるような本当に非常にいいことと思われま。やはり、後々しっかりサポートをして、やっぱりずっとつながっていく仕組みづくりが非常に大事だと思われま。また、PCR検査も非常にたくさん受けられておるといことは、感染予防にもつながるし、受けるとも、本当安心なことになるので、非常にいいと思われま。非常に業務なんか忙しい中、どれもとれる取組とも思われま。病院職員一丸となって取り組み、また、ストレスも起こさないようにすることが、非常に大切だと思われま。お伺いします。

○議長（岩本誠生君）病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子君）ご質問ありがとうございます。

看護師の育成につきましては、やはり人員確保という問題が大変になってきます。嶺北高校のほうへもまた説明会に出向くとか、また、新しく採用された新人の看護師も教育を行っていくとか、つながっていくような仕組みにしていきたいと思われま。また、病院のいろいろな、確かに人の命を預かる職場ですので、ストレスは発生します。そのストレスをいかに、どのように軽減していくかということも念頭に、また日々の経営もやっていきたいと思われま。よろしくお伺いします。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに総括質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めま。

これより逐条質疑を行います。

第2条収益的収入及び支出の補正のうち収入について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

支出に移ります。支出について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）なしと認めま。

次に、第3条資本的収入及び支出の補正のうち収入について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）なしと認めま。

支出に移ります。支出について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）なしと認めま。ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。発言を許します。討論ありますか。

（「なし」の声あり）なしと認めま。

議案第51号 令和4年度本山町病院事業会計補正予算（第1号）の採決を行います。

この表決は起立によって行われま。

議案第51号 令和4年度本山町病院事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めま。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第51号 令和4年度本山町病院事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第7. 議案第52号 財産取得について

○議長（岩本誠生君）続いて、日程第7、議案第52号 財産の取得についてを議題といたします。

補足説明を許します。

総務課長より資料配付の申出がありますので、暫時休憩します。

休憩 11：45

再開 11：46

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長、答弁を求めます。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）議案提案の前に、訂正がありますので、申し訳ありません、よろしく申し上げます。

契約の目的、「令和4」の次に「年」を挿入していただいて、付け加えていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（岩本誠生君）議案の抜けているところ、「年」が抜けているということで、挿入の申出がありました。訂正することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）では、異議なしということで訂正してください。

それでは続けてください。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

暫時休憩します。

休憩 11：

再開 11：

○議長（岩本誠生君）一応補足説明は終わりましたが、十分目を通す時間ということもあられて、ちょうど昼5分前ですので、ここで昼食のため休憩を取って、午後から採決を行いたいと思っておりますが、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）では、そのようにしますので、暫時休憩、1時まで休憩ということにします。

休憩 11：51

再開 13：00

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま審議されております議案第52号の財産取得についてであります。議案書にミスプリがありましたので、再度訂正をお願いいたしたいと思っております。

まず最初の1行目のところの「一般競争入札に付した」となっていますが、これは指名競争入札ですから「指名競争」に改めていただきたいと思っております。ミスプリでございますので、了承願いたいと思っております。よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）それでは、訂正を認めます。

それでは、議案第52号の説明は済んだかね、質問から始まったかね、今度。質疑ですね。

補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はありませんか、質疑。

9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）物品、備品かなりの項目になってはいますが、今回、新しい庁舎になるということなんです。現在使われている物品です。こういった机だとか、今、議会で使っている椅子とかいろいろありますが、そういったもので多分ちらっと見た限りでは、議会なんか、議場なんかこの備品でもいいんじゃないかなと思うような気がするんですが、その今使っているやつは、どれぐらい利用されるのか。全然利用されずに、全て新しくされるのか。その辺の物品利用についての考え方とか、今回の指名競争入札にした物品との兼ね合いについてちょっと説明を求めたいと思っております。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）ご質問にお答えいたします。

この備品の選定に当たっても、役場内で各課から構成しております新庁舎検討委員会のメンバーでそれぞれの課で検討いたしました。新庁舎の仕様でどうしても必要なものについては、購入するというにいたしましたけれども、現在使えるもの、当然ありますので、使えるものは持ち込んで使うということにしております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）私も新庁舎の委員の1名なので、ちょっと補足させていただきます。

新庁舎の規模をちょっと縮小というか、スパンなんかをちょっと縮めた関係で、既存の

机が今のが入らない状態になっていますね。ですから、この事務机なんかは全部の新規のものに替えて、引き出しのあるような机でなくて、この差し込み式の引き出し、独立した引き出しを入れるようなことで、ダウンサイジングをしております。そういう意味からも、既存の机が全て持ち込むと絶対的なスペースが足りない状態にもなるので、事務机については、全て新規に購入するような状態になっています。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君） そういったことでの理由は分かりました。

まだ使えるような備品等については、財源確保のためにも住民の方には買っていただくと言ったらおかしいですけども、そういったものも含めてやっていったほうが、財政的にも楽なんじゃないかと思いますが、その辺のあとの残った物品についての管理については、どのように考えているのでしょうか。

○議長（岩本誠生君） 総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君） ご質問のとおり、公売で処理できるものについては、公売をしていきたいと思っておりますし、現在の西庁舎につきましては、書庫にする予定でありますし、その1階についても、収納ができるものを置くようにしておりますので、現在あるキャビネットでありますとか、そういったものは持ち込んで、収納管理ができるように整えていきたいと考えております。

○議長（岩本誠生君） よろしいですか。

ほかに。

3番、上地信男君。

○3番（上地信男君） せっかくの資料です。これ、ちょっと説明していただけたらと思います。というのは、一覧表ございますが、中央から右手がナイキ、ウチダ、コクヨとございます。このそれぞれのメーカーで同等品ということで品番上げておるのでしょうか。その説明をしていただけたら、簡潔に。お願いします。

ごめんなさい、それと、今気づいたんですが、これ、25番、これ、授乳室の「おろつ交換台」となっていますが、ちょっと字が違うんかもしれません。まあ、それは余談ですが。先ほどの資料の説明を。

○議長（岩本誠生君） 総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君） 資料の説明が足りませんでした。

ご指摘のとおり、同等品というふうにお考えいただきますのと、字句は「おむつ」ということになります。よろしく願いいたします。

○議長（岩本誠生君） ほかにありませんか。

6番、北村太助君。

○6番（北村太助君） ちょっと聞きますけれども、1ページの一番上に「丸椅子」というのがあるわね、「丸椅子」。それで右へ行くと、「ノーリツイス」と書いていますけれども、

このイメージが湧きませんが、どんな椅子でしょうか。

それと、座ったら3回になるけん続けていきますが、私は、これ、提言になるかも分かりませんが、椅子のことですわね。椅子というのは、長くて勤めた人は40年は勤めないかんわね。二十歳から入っても60まで40年。そうすると、私が自分でも椅子持って机でパソコン打つんですけれども、椅子というのは、非常に健康的に合わないかんというのが分かった。だから、この椅子については、大きさもあるし、足の短い人もあるし、そういうような関係で、やっぱり幾つかの椅子を持ってきてもらって、そうして、みんながそれにかけて、体に合うやつを仕入れるぐらいの配慮がないといかんと思いますが、まずその点は町長から聞きたい。

それと、机ですけれども、これ、コクヨなんかのこの備品のパンフレット、パッチヤクがありますわね。それで見ると、椅子とか机とかいうのは、ようけ見られます。そうすると、近代的になって、やっぱり机はパソコンがすぐにすっと設置できるような机が、幾らでも出ている。そういう机にするんでしょうか。その点は、まずお聞きしたい。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）3点のご質問だったと思います。

まず、イメージということですが、**「丸椅子」**、これは単なる丸い椅子というふうにお考えいただいたらいいと思います。あと、机につきましては、オフィスの仕様、今のパソコン、そういったものが能率的に使えるような仕様の机ということになっております。

○6番（北村太助君）町長に。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）町長にということで、椅子については体に合うものというのは、ご指摘のところだと思います。この備品につきましては、職員のほうがこの選定をしております、上下とか、肘かけがあるのかないのかとかいうのは、そういう全員の体に一つ一つ合わすというのはちょっと困難だと思いますけれども、こういうこの仕様がいいんじゃないかということについて、職員の中で論議を重ねておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）よろしくということですが、私が聞いているのは、やっぱり健康上の問題もあるし、椅子は非常に重要なものですよ。それで長年勤めてやらないかん。だから、それは幾つかの椅子、椅子というのは値段が違うからね。1万円から本当びっくりするような椅子が、値段がある。けれども、まあまあそこそこというのは五、六万すると思う。五、六万したら、まあまあそこそこの椅子があります。それで、ぜひ椅子は幾つか値段と合わせて幾つかをやっぱり持ってきてもらって、やっぱり職員に選んでもらうてやって、そうして40年勤めたら、その椅子を退職金と一緒に持ってかえってもらうとか、そういうことまで考えたらいんじゃないかと思います。

それというのは、町長と副町長と教育長の椅子は、やっぱり違う椅子を作るわけでしょ

う。職員とは違う椅子になるんでしょう。そうしたら、やっぱり椅子だけは選んでいただいたらいいというふうに私は思います。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）まず最初に、町長室の椅子は引っ越しに持っていきますので、今使っているやつを使います。机も、それからキャビネットもそうだったよね。キャビネットも一部持って行って使うということにしております。どうしても体に合わないということなんかも当然生じる方もいるかもしれません。その辺については、検討せんといかんと思います。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質問、質疑はありませんか。

2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）これ、備品の納入時期とかいつ頃。また非常に物価とかも上がってきておる中で、納入とか遅くなってくると、また単価も値上げとかもする場合も見られると思いますが、非常に品物も少ない中、また物価も日に日に上がっていくような中ですが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）納入時期については、契約条項に入っていると思うので、それは改めてやっぱり知らせる必要はあると思いますよ。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）物品につきましては、既に仮契約をしておりますので、その価格が変わるということはないし、確保しておるところであります。納入につきましては、新庁舎の進捗もありますので、打合せをして決めるということに、ただいまのところはなっております。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

もうないようですね。

ほかに。

1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）ちょっと気づいたんですが、3階のライブラリーコーナーですが、テーブルが1個、ベンチが2個で、結構椅子が35個ということですが、数量ということでは35個という……じゃないですかね。

（「1番裏やろ」の声あり）

○1番（澤田康雄君）3階のライブラリーコーナーというところで、ちょっと今気がついたんですが、椅子が35個、ローテーブルが1個で、今、背なしベンチが2つということですが、テーブルを、それか椅子を35だから広いと思うんですが、イメージ的に。どういう考えでなったのか、分かれば。それは検討委員会で検討したと思うんですけども。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）お答えいたします。

先日、澤田委員からもありましたとおり、この庁舎は町民の方にも広く使っていただくということにしております。3階のこのライブラリーコーナー、名称は今現在町民ホールというふうにしたいというふうに思っていますけれども、町民の人が使えるスタディーコーナー、学生さんが来たりして座っていただくとか、町民の人が集うとかいうふうに考えております。

机ですけれども、ここは備付けの備品を購入せずにといいいますか、請負業者に入って、作りつけといたらいいんでしょうか、そういうふうにもなっておりますので、全てを購入した机で賄うのではなくて、そこに作ったもので、そこに椅子だけを用意して、机機能はもうあるというふうな考え方をしております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）寸法も書いておりますが、ある程度長いという、生徒さんなんか来たらいろいろ学習というかあれも、本を読んだりする机、椅子も必要と思うんですけれども、そのところも考えてのことでしょうか。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）ちょっと聞き取れなかったんですが、机ということでしたね。テーブル、長いテーブルを考えておまして、その天板につきましては、帰全山公園で伐採をしたヒノキをストックしておまして、それを天板に使うということも今考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかにありませんか。

住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）先ほどから総務課長が説明していますが、この備品単体は、職員が全て選んだものではないんです。これは、遠藤設計事務所が経験に基づきまして、各全国の庁舎を設計していますが、全体的な庁舎像等に合うものをチョイスしてくれまして、その中から検討して、いろいろマッチングを図っております。それで対する3社の同等品を構えての入札になっておりますので、そういうふうな備付けの、先ほど総務課長が説明した作りつけのテーブルであるとか、備品の数とか、そういうことはやっぱり庁舎の総合設計の中で検討したものとなっておりますので、一連の流れの中でこの備品を決定しております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）先ほど、帰全山のヒノキを使っているということですが、町産材を結構見えるところへ使っておるんでしょうか。そのところは考えてやっているんでしょうか。

か。ちょっと今、ヒノキの話が出たのでお聞きします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）木材については、町内を中心に備えると、見えるところに備えるという配慮をしております。

○議長（岩本誠生君）いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第52号 財産の取得についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第52号 財産の取得について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第52号 財産の取得については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第8．議案第53号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（吉延農村公園）

日程第9．議案第54号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（本山町肉用牛繁殖センター）

○議長（岩本誠生君）日程第8、議案第53号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（吉延農村公園）、同じく日程第9、議案第54号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（本山町肉用牛繁殖センター）、以上2議案を一括議題といたします。

補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）次、まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）すみません、指定期間についてちょっとお伺いします。令和4年から7月1日で9年3月31日までということなんです。通常ですと、多分5年期間であれば、6月31日とかなるんですけども、この年度で切った理由というのはどういうこと

なのか、説明を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）これまでも指定管理者の指定についての議案を提案させていただくときにご説明申し上げましたけれども、幾つかの施設について指定管理をしております。年度で更新したほうがいいだろうということで、新たに期間を設定する場合は、年度の設定ということにさせていただいて、この次に受けるときには、4月1日から年度末までということで、現在そういう考え方で期間を設定しておるものであります。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、質疑を終結します。

これより、議案第53号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（吉延農村公園）の討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

議案第53号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（吉延農村公園）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第53号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（吉延農村公園）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第53号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（吉延農村公園）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第54号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（本山町肉用牛繁殖センター）の討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

次に、議案第54号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（本山町肉用牛繁殖センター）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第54号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（本山町肉用牛繁殖センター）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第54号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（本山町肉用牛繁殖センター）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第10．同意第4号 本山町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第11．同意第5号 本山町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（岩本誠生君） 日程第10、同意第4号 本山町固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第11、同意第5号 本山町固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上2議案を一括議題といたします。

補足説明を許します。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君） 補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより、同意第4号 本山町固定資産評価審査委員会委員の選任についての討論を行います。発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。

同意第4号 本山町固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

同意第4号 本山町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、同意第4号 本山町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意第5号 本山町固定資産評価審査委員会委員の選任についての討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり） なしと認めます。

同意第5号 本山町固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

同意第5号 本山町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、同意第5号 本山町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第12．諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（岩本誠生君） 次の議案であります。地方自治法第117条の規定によって、永野栄一君の退場を求めますので、よろしくお願ひします。もう本人はいないようでありま

すので、それはそのまま続けます。

(永野栄一君退場)

日程第12、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。
補足説明はありませんか。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

意見調整のため暫時休憩します。

休憩 13:35

再開 13:35

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、お手元に配付した意見のとおり答申いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩します。永野栄一君を議場にお呼びください。

(永野栄一君入場)

休憩 13:36

再開 13:37

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第13. 発議第4号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書（案）

○議長（岩本誠生君）日程第13、発議第4号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者に発議第4号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書（案）の提案並びに提案理由を求めます。

提出者、2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生君）以上で、2番、大石教政君の提案並びに提案理由の説明を終わります。

す。

賛成者において、補足説明があれば、これを許します。賛成者、補足説明ありますか。  
〔「なし」の声あり〕 ないようですので、これより質疑を行います。

質疑がある方はありますか、質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論の申出はありますか。

○9番（永野栄一君） 反対。

○議長（岩本誠生君） 9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君） 今般、この意見書（案）が出されたわけですけれども、当然、免罪については、それはいけないことだろうと思いますが、それはそれで公正な真実の中で裁判所が確実にやればよいという話であって、免罪があるからこの特に2番目ですね、再審開始決定に対する検察の不服申立ての禁止ということにはならないのではないかと。1番の証拠の全面開示ということについては、やはり弁護側といいますか、訴えられているほうの証拠がなかなか見つからないとか、いろんなことがあって当然ですけれども、2番の項目については、私はこれはおかしいんじゃないかなと。もともと裁判というのは、今回、日本の場合は三審制と、3回裁判ができるという規定になっています。通常の場合は、地方、高等、最高裁判、簡易裁判所があれば最高裁判所じゃなくて高等裁判所で終結になるわけですけれども、やっぱりそれは時間がかかるとしても、公平慎重の下、やられていることであって、一審が例えば有罪で二審が無罪になった場合、検察側だけが不服申立てができないということになると、本当にその人が無罪なのか、罪を犯しているのかということについて、地方と高等裁判所の二つの意見がある中で、3回目もそれは公平慎重の立場としては、あってもいいんじゃないかと、私は思います。被害者の立場もありますし、この2項目めの検察の訴禁禁止ということについては、項目がありますので、これについては反対いたします。

○議長（岩本誠生君） ただいま反対討論がありました。

それに対して、賛成討論の方はありますか。賛成討論。賛成討論ありますか。

4番、河邑一雄君。

○4番（河邑一雄君） 冤罪というもの、誰がしても認められるものではありません。もし間違っって犯罪者扱いにされた場合、本人にとっては一生背負っていくような大事なものがあります。また、こういった冤罪につきまして、仮に国民対象でありますけれども、身近に家族、親族がなった場合、きれいごとではなく、とても許されるものではないと。そして、同僚議員が2項目めについて言われましたけれども、これは意見書ですが、あくまでも要望、陳情書でありまして、できるものならこういったことで国のほうへお願いしたいということで、この意見書に同意します。

○議長（岩本誠生君） ほかに反対討論はありますか。ないようでしたら、討論を終結します。

反対討論がありましたので、この発議の第4号については、起立表決を行いたいと思います。

発議第4号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）につきましても、原案のとおり提出することに賛成の諸君の起立を求めます。

賛成多数であります。

したがって、発議第4号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書（案）は、原案のとおり提出することに決定をいたしました。

なお、提出先については、議長に一任願います。

~~~~~

日程第14. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査、議会広報編集常任委員会の所掌事務調査の件

○議長（岩本誠生君）日程第14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件及び議会広報編集常任委員会の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

また、議会広報編集常任委員長から、お手元に配付したとおり、本山町議会会議規則第73条第1項の規定に基づく所掌事務調査に係る通知書が提出されました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

日程第15. 水資源対策特別委員会、庁舎建設検討特別委員会の閉会中の所掌事務調査・付託事件調査の件

○議長（岩本誠生君）日程第15、水資源対策特別委員会、庁舎建設検討特別委員会の閉会中の所掌事務調査・付託事件調査の件を議題といたします。

各特別委員長から、本山町議会会議規則第75条の規定により、所掌事務の調査事項及び付託事件の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各特別委員長からの申出のとおり、本件については閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、各特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をい

たしました。

~~~~~

○議長（岩本誠生君）これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じるわけではありますが、閉会前に町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）議会6月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず最初に、議案の審議に当たって、特に審議事項に当たっては、資料の準備など十分留意することとご指摘いただきました。真摯に受け止めて、今後そのように取り組んでまいりたいというふうに思います。

今回、本議会に提出しました条例議案2件、令和4年度一般会計補正予算など予算議案が4件、その他議案6件につきまして、ご審議の上、適切な議決をいただき、誠にありがとうございました。

また、一般質問で皆様からご指摘等をいただきましたことにつきましては、今後の行政執行に生かしてまいりたいと存じます。また、貴重なご提言等もいただきましたので、すぐ取り組めることにつきましては、取り組んでまいりたいと考えております。また、課題もたくさんございますが、今後、職員と共に一つ一つ丁寧に取り組んでまいりたいと存じます。

今後とも、ご指導ご鞭撻をよろしくお願いをいたします。

さて、現在の体制での議員の皆様との定例会も、今回が最後となりました。私が議会事務局に在籍したときからの議員の方もおられますし、また、町長に就任しまして6か月になりますが、この間、大変お世話になりました。今後、再選を期させる方、また、勇退される方とおられると思いますが、お体には十分ご留意をされまして、ご活躍をお祈りいたしております。また、引き続き町政に対しまして、ご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症やロシア軍のウクライナ侵攻、そして、急激な円安なども重なり、今、日本では物価高が住民の皆様生活を直撃をしております。また、新型コロナウイルス感染症も下げ止まりの様相を呈してございまして、まだまだ予断を許さない状況であります。町民の皆様生活が安心・安全でありますように取り組んでまいりたいと存じます。

梅雨入りし、体調の管理も難しい季節となってまいりました。議員の皆様方におかれましては、重ねまして、ご自愛の上、ますますご活躍をされるようご祈念を申し上げまして、言葉足りませんが、閉会の挨拶とさせていただきます。長期間にわたりますご熱心なご審議、誠にありがとうございました。

○議長（岩本誠生君） それでは、閉会に当たりまして、私のほうからも一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

先ほど町長からお話がありましたように、本定例会は、私ども任期の最後の定例会でございました。非常に白熱した論戦が展開され、そして、また皆さん方の議事進行に対するご協力によりまして、この6月議会が無事終了いたしますこと、まずもって厚く感謝申し上げたいと思います。

この2年間議長として皆さん方に支えていただきまして、大役を何とか果たし終えようとしております。臨時議会がまた一度準備されているようでありますけれども、定例会が今回が最後ということでもあります。そういうことにおきましては、非常に感慨深いものがあります。そして、また、7月には私ども、改選を控えております。先ほど話がありましたように、勇退される議員の皆様、また、次の改選に出馬され、議員を目指す方、それぞれ立場立場があるわけでありますけれども、それぞれにそれぞれの行く道で頑張りたいと、頑張っていきたいというふうにと考えるとござります。

とにかく、議長としての2年間、コロナの影響もありまして、議長の議長外交ということが十分できなかったということが、非常に残念なことであります。徐々にコロナも終息に向かいつつあるようでありますけれども、まだまだ油断ができません。どうか、これからも議員各位、そして執行部の皆さんも、健康に留意され、本山町発展のためにさらにご尽力されますように心からお願いを申し上げまして、閉会に当たってのご挨拶といたします。

それでは、これをもって令和4年第6回本山町議会定例会を閉会をいたします。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

令和4年6月16日

午後 2時02分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員